

連携中枢都市圏の形成に係る 連携協約の締結について

熊本市

平成28年第一回定例会

目 次

議第 1 1 2 号	熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	1
議第 1 1 3 号	熊本市及び宇城市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	9
議第 1 1 4 号	熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	17
議第 1 1 5 号	熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	25
議第 1 1 6 号	熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	33
議第 1 1 7 号	熊本市及び玉東町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	41
議第 1 1 8 号	熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	49
議第 1 1 9 号	熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	57
議第 1 2 0 号	熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	65
議第 1 2 1 号	熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	73
議第 1 2 2 号	熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	81
議第 1 2 3 号	熊本市及び御船町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	89
議第 1 2 4 号	熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	97

議第 125 号	熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	105
議第 126 号	熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	113
議第 127 号	熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	121

議 第 112 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と宇土市との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と宇土市との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び宇土市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び宇土市長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高 齢 者、障 がい者等へ の支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) D V 被 害者への 支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施 設の有効 利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及 び学術の 振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費 者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。

(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(10) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(11) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(12) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(13) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。

	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(5) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。

進	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

議 第 113 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び宇城市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と宇城市との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と宇城市との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び宇城市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び宇城市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び宇城市長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高 齢 者、障 がい者等へ の支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) D V 被 害者への 支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施 設の有効 利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及 び学術の 振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 新規就 農者への 支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。

(8) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(9) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(10) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。

(3) 広域的 道路網の 構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 都市と 農村の交 流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(5) 移住・ 定住の促 進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

議 第 114 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と阿蘇市との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と阿蘇市との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び阿蘇市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び阿蘇市長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(3) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(4) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(5) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(6) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(7) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。

	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(8) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 移住・定住の促	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。

進	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 115 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と合志市との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と合志市との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び合志市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び合志市長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。
(7) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。

	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(8) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(9) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(10) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(11) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

議 第 116 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と美里町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と美里町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び美里町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び美里町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。

(8) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(9) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(10) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。

(3) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(4) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(5) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 117 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び玉東町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と玉東町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と玉東町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び玉東町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び玉東町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び玉東町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。

(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(10) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(11) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(12) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。

進	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 118 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と大津町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と大津町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び大津町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び大津町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び大津町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高 齢 者、障 がい者等へ の支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) D V 被 害者への 支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施 設の有効 利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及 び学術の 振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費 者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。

(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(10) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(11) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(12) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(13) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。

	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。

	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 119 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と菊陽町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と菊陽町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び菊陽町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び菊陽町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。

(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(10) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(11) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(12) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。
(13) 生活基盤の整備	取組内容	公共下水道等の住民の生活基盤の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して生活基盤の整備に取り組む。

備	乙の役割	甲と連携して生活基盤の整備に取り組む。
---	------	---------------------

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。

	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
--	------	-------------------------------

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 120 号

平成28年 2 月22日提出

熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と高森町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と高森町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び高森町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び高森町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
(2) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(3) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(4) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(5) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。
(6) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(7) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。

(8) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(9) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。

(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 121 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と西原村との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と西原村との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び西原村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び西原村（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び西原村長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。

(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(10) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(11) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(12) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。

進	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 1 2 2 号

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により、熊本市と南阿蘇村との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と南阿蘇村との間における連携協約の締結について、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び南阿蘇村（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び南阿蘇村長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(2) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(3) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(4) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。
(5) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(6) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(7) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(8) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。

(9) 環境の 保全	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域 公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) 広域的 道路網の 構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(3) 都市と 農村の交 流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等 の共同設 置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議 第 123 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び御船町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と御船町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と御船町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び御船町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び御船町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び御船町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(3) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(4) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(5) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(6) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(7) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。

(8) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(9) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(10) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。

(3) 移住・ 定住の促 進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

議 第 124 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と嘉島町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と嘉島町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び嘉島町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び嘉島町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高 齢 者、障 がい者等へ の支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) D V 被 害者への 支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施 設の有効 利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 企業誘 致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(7) 新規就 農者への 支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。

(8) 観光の 振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(9) 災害等 への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(10) 環 境 の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可 能な地域 公共交通 網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) I C T を活用し た広域的 な情報発 信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、I C Tを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。

(3) 広域的 道路網の 構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

議 第 125 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と益城町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と益城町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び益城町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び益城町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。

(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。

	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(8) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(9) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(10) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(11) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(12) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。
(13) 生活基盤の整備	取組内容	公共下水道等の住民の生活基盤の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して生活基盤の整備に取り組む。

備	乙の役割	甲と連携して生活基盤の整備に取り組む。
---	------	---------------------

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
-----------	------	---

甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。

議 第 126 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と甲佐町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と甲佐町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び甲佐町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び甲佐町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(3) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(4) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(5) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(6) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(7) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。
	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。

(8) 環境の 保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可 能な地域 公共交 通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) 広域的 道路網の 構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(3) 移住・ 定住の促 進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の 育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
--	------	----------------------------

議 第 127 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、熊本市と山都町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により別紙のとおり連携協約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

熊本市と山都町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び山都町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第１条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第３条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第１）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第２）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第３）

（費用分担）

第４条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第５条 熊本市長及び山都町長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。
	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6 次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の 6 次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第 2（第 3 条第 2 号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。

(2) 中心拠点施設の整備	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。
	甲の役割	中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。
	乙の役割	都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。

	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(3) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(4) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(5) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(6) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(7) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(8) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。

	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(9) 環境の保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICTを活用した広域的な情報発信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的道路網の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地消の推進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。

	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と農村の交流の促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。